



新座市告示第 313 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

- 1 事 故 名 新座市本多二丁目電線破損事故
- 2 事故の概要 令和8年7月13日に判明した、新座市本多二丁目地内における相手方所有の電線の破損について、総合運動公園内の樹木が倒れ、近接する相手方所有の電線を破損させたもの
- 3 発生年月日 令和8年7月13日
- 4 発生場所 新座市本多二丁目115番1
- 5 相手方 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
JCOMマーケティング株式会社
代表取締役社長 櫻井 俊一
- 6 損害賠償額 425,773円

令和 8 年 9 月 11 日

新座市長 並 木 傑

